



従属上場会社における少数株主保護の 在り方等に関する研究会（第2期） 第3回 東証説明資料

Exchange & beyond

東京証券取引所 上場部

2023年5月19日

今後の議論の進め方（ガバナンス）



- 支配株主を有する上場会社のガバナンスについて、少数株主保護の観点から重要となるのは、支配株主と少数株主との間の構造的な利益相反リスクを監督するために、実効的なガバナンス体制が整備され機能していくこと
 - 2021年改訂のコーポレートガバナンス・コード（CGコード）では、支配株主を有する会社を対象とし、支配株主から独立した独立社外取締役を中心としたガバナンス体制の整備を求める原則を新設
- 本研究会のこれまでの議論やCGコードをめぐる状況を踏まえると、このようなガバナンス体制の整備・機能という観点からは、独立社外取締役が活用されることが重要であるというのが基本的なスタンス
- ガバナンス体制の整備・機能に向けて独立社外取締役が活用されるためには（現在の法制度の下で）取引所・上場制度においてどのような対応が必要となるかという観点で、独立社外取締役の役割や支配株主からの独立性確保という論点から、議論を進めていきたい

独立社外取締役の役割



- 現在のC Gコードの下では、独立社外取締役・特別委員会には利益相反リスクを監督するという役割が期待されることを前提に、さらに具体的な場面を想定した役割を整理することが有用と考えられる

【ご議論いただきたい事項】

- 取引所の対応として、ここで整理した内容について、**独立社外取締役の役割についての基本的な考え方として提示することについてどう考えるか**

（そのうえで、このような対応を念頭においた議論として）

- **独立社外取締役や特別委員会が関与することが重要となるのはどのような場面か**
- **独立社外取締役や特別委員会は、それぞれの場面でどのような行動が求められるか**

➤ 例えば、

- （1）**利益相反リスクが生じる類型の取引・行為**（①直接取引、②事業譲渡・事業調整、③完全子会社化）に際して、どのような場合に関与することが重要か。また、これらの取引・行為以外に、関与が必要となる場合は考えられるか
それぞれの場合において、どのような行動が求められるか（10～13頁参照）
- （2）**企業行動規範の手続規制**（利害関係のない第三者からの意見入手手続）においては、原則として、**独立社外取締役・特別委員会が関与すべき（意見入手先となるべき）と考えられないか**
意見入手に際して、独立社外取締役・特別委員会はどのような意見を述べるかが求められるか（14頁参照）

- **その他、独立社外取締役が役割を果たすために、必要となる事項や留意すべき事項はあるか**

- ▶ プリンシプルとして、**支配株主を有する会社の独立役員が何をするかという行動規範の明確化が重要**
- ▶ **どのような事項について独立社外取締役が付するのがよいのかという点についてのプリンシプルが必要。** 独立性があるということは逆に事業のことを分かっていない可能性があり、独立役員が上場子会社のことを何でも決めることが上場子会社の企業価値向上を高めるかは、ケースバイケース
- ▶ 平時において常に特別委員会で審議するわけではなく、**親会社と子会社の一般株主の利益が対立しうるような類型の場面、あるいは具体的な取引が問題になる場合に、特別委員会で議論する**ということ
- ▶ 様々な親会社と子会社の関係があるため、常に親子会社間の行為について特別委員会に諮問しなければならぬとするのは硬直的すぎる。上場子会社及び少数株主の利益にとって重要な取引とは何かということを各会社で検討した上で、特別委員会が重要な役割が果たす場面上場子会社のレベルで開示させるというメリハリがついた対応が重要
- ▶ 方向性としては、**特別委員会を実務に定着させ発展させるよりも、独立社外取締役の方にもっていく**という方向性が望ましい

- CGコード原則4-7では、**支配株主を有する会社の独立社外取締役には、支配株主と少数株主との利益相反リスクを監督し、少数株主の意見を反映させるという役割を期待**
 - ※ 上場会社は、CGコードの各原則を実施するか、実施しない場合はその理由を説明すること（コンプライ・オア・エクスプレイン）が義務付けられる
- **支配株主を有する上場会社のほぼ全てが、当該原則をコンプライしている状況**

CGコード原則4-7

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

(i) ・ (ii) (略)

(iii) **会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること**

(iv) **経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること**

【原則4-7の対応状況】

支配株主の有無	コンプライ社数	エクスプレイン社数
支配株主を有する上場会社	344	4
支配株主を有さない上場会社	2,820	25

- CGコード補充原則4-8③は、支配株主を有する上場会社に対し、**支配株主から独立した独立社外取締役を中心としたガバナンス体制の整備（独立社外取締役の所定割合選任又は利益相反管理のための特別委員会の設置）を求める**

補充原則4-8③

支配株主を有する上場会社は、

- 取締役会において**支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または**
- **支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。**

補充原則4-8③に係るCG改訂時のパブリック・コメント回答

- 取締役会における一層の独立性の確保に関しては、フォローアップ会議において、**支配株主を有する上場会社は、市場区分にかかわらず、過半数の独立社外取締役を選任すべきとの指摘があった一方で、支配株主を有する上場会社の意思決定の全てについて親会社から独立した者が過半数を占める状態で決定することは過大な要請であるとの指摘もなされました。**こうした指摘を踏まえ、また**プライム市場の上場会社にはより高い水準のガバナンスが求められることも考慮し、支配株主を有する上場会社につき、プライム市場に上場する場合は過半数、それ以外の市場に上場する場合は3分の1以上の支配株主からの独立性を有する独立社外取締役の選任を求めることとしたものです。**
- また、上記の指摘を踏まえ、**各社の個別の事情に応じて、①取締役会における一層の独立性の確保と②利益相反を管理するための特別委員会の設置の少なくとも一方を採用することを求めることとしています。**

ガバナンス体制整備の状況（CGコード補充原則4-8③の対応状況）

- 補充原則4-8③をコンプライしているプライム市場上場会社のうち、
 - 2割弱の会社が、独立社外取締役を過半数選任
 - 残りの8割強の会社は、利益相反管理のための特別委員会設置により対応
- エクスプレインする会社は、利益相反管理のための特別委員会の設置を検討する傾向

※ 2022年7月14日時点のCG報告書に基づき集計

【補充原則4-8③をコンプライしている会社の状況】

: 独立社外取締役の所定割合選任によりコンプライしている会社

: 特別委員会の設置によりコンプライしている会社

独立社外取締役比率	プライム市場			スタンダード市場		
	社数	該当比率	うち 特別委員会設置の旨を開示	社数	該当比率	うち 特別委員会設置の旨を開示
2分の1超	21社 (+8社)	16.7% (+6.2pt)	1社 (+1社)	15社 (+7社)	7.4% (+3.2pt)	1社 (+0社)
3分の1以上2分の1以下	97社 (+1社)	77.0% (-0.4pt)	64社 (+34社)	135社 (+10社)	66.5% (+1.4pt)	15社 (+5社)
3分の1未満	8社 (-7社)	6.3% (-5.7pt)	4社 (±0社)	53社 (-6社)	26.1% (-4.6pt)	15社 (+4社)
計	126社 (+2社)	-	69社 (+33社)	203社 (+11社)	-	40社 (+18社)

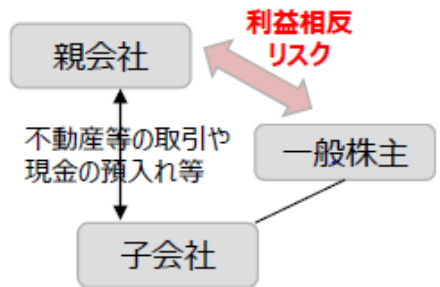
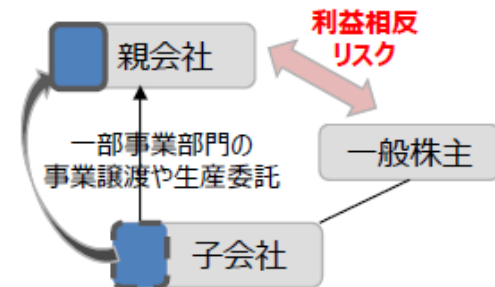
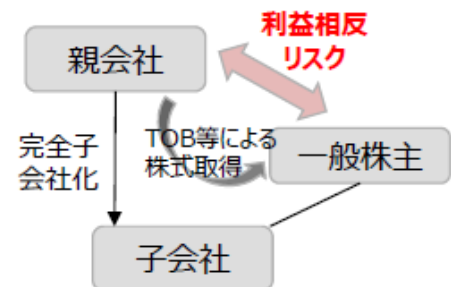
※括弧内の数値は、2021年12月末時点の集計結果からの増減

【補充原則4-8③をエクスプレインしている会社の状況】

項目	プライム市場		スタンダード市場	
	社数	該当比率	社数	該当比率
補充原則4-8-③を実施していない	38社		81社	
うち 独立社外取締役の比率向上・増員を予定/検討中	10社	26.3%	33社	40.7%
うち 独立性を有する特別委員会の設置を予定/検討中	17社	44.7%	29社	35.8%

■ 支配株主を有する会社において、利益相反リスクが生じる取引・行為の類型としては、大きく以下の3つを想定

- ※ 類型①には、一般的な取引や反復・継続的な取引も含まれる
- ※ 類型②には、具体的な取引行為が伴わない事業調整（子会社との競合事業の開始や子会社の新規事業の阻止等）も含まれる
- ※ 有事（特定の取引・行為の利益相反が問題となる場面）と平時（日常的な監督の場面）のそれぞれの場面が想定される

	類型①:直接取引 (②を除く)	類型②:事業譲渡・事業調整	類型③:支配株主による完全子会社化
取引イメージ			
利益相反関係	<p>(現金預入れの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 親会社は、できる限り低金利で子会社のキャッシュを活用したい。 子会社は、資本コストに見合う利子が支払われない限り、現金は自社の投資に活用したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 親会社は、グループの全体最適のため、競合・重複事業をできる限り安価で整理したい。 子会社は、将来の収益性や事業継続性も勘案した、公正な対価が支払われない限り、事業譲渡・調整（縮小・廃業）はしたくない。 	<ul style="list-style-type: none"> 親会社は、できる限り安価で子会社株主を締め出し、完全子会社化したい。 子会社の一般株主は、将来のキャッシュフローなども勘案した上で、公正な価格が提示されない限り、買取に応じたくない。

出所：
本研究会第
1期第1回
経済産業省
説明資料

「公正なM&Aの在り方に関する研究会」での議論をまとめた「公正なM&Aの在り方に関する指針」（2019年6月末公表）を参照。同指針において、一般株主の利益を保護するための「公正性担保措置」の在り方を示している。

第3章 実務上の具体的対応（公正性担保措置）

3.2 独立した特別委員会の設置

3.2.4 特別委員会が有効に機能するための実務上の工夫

3.2.4.2 委員構成

A) 独立性

(前略)

具体的には、特別委員会の委員となる者には、①買収者からの独立性および②当該M&Aの成否からの独立性（当該M&Aの成否に関して、一般株主とは異なる重要な利害関係を有していないこと）が求められるべきであり、これらの独立性は、企業価値の向上および一般株主の利益を図る立場から適切な判断を行うことが一般に期待できるかという観点から、個別のM&Aごとに、委員候補者と買収者や対象会社との関係や当該M&Aとの関係等の具体的状況を踏まえて実質的に判断されるべきものと考えられる。

このうち、①買収者からの独立性に関して、支配会社による従属会社の買収の場合における過去に支配会社の役職員であった者の取扱いについては、会社法上の社外性要件（会社法第2条第15号イ等）も踏まえると、少なくとも過去10年以内に支配会社の役職員であったことがない者が望ましい。

また、買収者との間の取引関係や上記以外の人的関係については、金融商品取引所が定める独立役員の独立性基準を買収者との関係について当てはめることも参考になると考えられるが、一律の客観的な基準を設けることは困難であり、個別のM&Aごとにその具体的状況を踏まえて実質的に判断することが必要となる。その際には、その関係が存在していた時期や、その関係の委員候補者にとっての重要性等が重要な考慮要素となると考えられる。

B) 属性・専門性

特別委員会は、構造的な利益相反の問題による影響を排除する観点から、社外者、すなわち社外取締役、社外監査役または社外有識者で

構成されることが望ましいが、それぞれの特別委員会の委員としての適格性は、一般に、以下のように考えられる。

a) 社外取締役 - 社外取締役は、①株主総会において選任され、会社に対して法律上義務と責任を負い、株主からの責任追及の対象ともなり得ること、②取締役会の構成員として経営判断に直接関与することが本来的に予定された者であること、③対象会社の事業にも一定の知見を有していること等を踏まえると、特別委員会の役割に照らして、社外取締役が委員として最も適任であると考えられ、独立性を有する社外取締役がいる場合には、原則として、その中から委員を選任することが望ましい。また、社外取締役が委員長を務めることも、特別委員会の実効性を高めるため実務上の工夫の一つとして考えられる。

(中略)

いずれの社外取締役も、独立性等の問題により委員として選任することに支障がある場合には、社外監査役および社外有識者のみで特別委員会を構成することも次善の策として考えられる。

他方、社外取締役に期待される基本的な役割は、特別委員会の役割を適切に理解した上で、会社に対して法律上負う義務と責任を背景に、責任を持って、アドバイザー等の専門的助言等も活用しつつ、特別委員会を適切に運営することであり、自ら専門的判断を行うことではないと考えられるため、社外取締役がM&Aに関する専門性を有しないとということだけでは、当該社外取締役に特別委員会の委員として選任しないことが正当化されることにはならない。

なお、特別委員会は、委員として最も適任である社外取締役のみで構成し、M&Aに関する専門性は、アドバイザー等から専門的助言を得ること等によって補うという形態が最も望ましいと考えられる。現状では、社外取締役が少数にとどまり、こうした形態をとることが困難な企業も多いと考えられるが、今後、多くの企業において、独立社外取締役が多数選任されるようになり、このようなより望ましい構成の特別委員会を設置しやすくなることが期待される。

- 支配株主が上場子会社の非公開化を目的とした公開買付けを行う局面においては、経産省の公正なM&A指針の策定以降、社外役員を含む特別委員会を設置することが実務では定着
- 取締役会は特別委員会の判断に従うという対応も定着

【「公正なM&Aの在り方に関する指針」を踏まえた開示状況集計】

開示事項	2019年7月 ～2020年6月	2020年7月 ～2021年6月	2021年7月 ～2022年6月
集計対象事例	19	24	27
特別委員会の委員の適格性に関する情報	19	24	27
社外役員のみで構成している旨を開示 (うち選任理由等を開示)	9 (3)	9 (3)	11 (1)
社外役員及び社外有識者で構成している旨を開示 (うち選任理由等を開示)	9 (3)	13 (6)	15 (12)
社外有識者のみで構成している旨を開示 (うち選任理由等を開示)	1 (1)	2 (2)	1 (1)
対象会社の取締役会による特別委員会の判断の取扱い	9	20	25
①特別委員会の判断内容を最大限尊重する旨 +②特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合に、対象会社が当該M&Aに賛同しないことを取締役会にてあらかじめ定めている旨を開示	9	20	25
上記のいずれかについて開示なし	0	0	0

(注) 「社外役員」は独立社外取締役に限らず、社外取締役や社外監査役を含む

【社外有識者のみで構成している場合の選任理由】

- 独立社外取締役が支配株主グループ企業の社外取締役を兼任
- 社外取締役が支配株主グループ企業の従業員を兼職／支配株主のリーガル・アドバイザーである法律事務所に所属
- 社外取締役が支配株主グループ企業の取締役・職員を兼職／支配株主のリーガル・アドバイザーである法律事務所に所属
- 独立社外取締役を含む取締役及び監査役全員が支配株主グループの出身者

アイティメディア／2148（2022年9月29日付）

[ガバナンス委員会]

取締役会の諮問機関として、取締役会付議事項における利益相反取引等に対し、経営陣・支配株主から独立した立場より、少数株主の意見を取締役に適切に反映させ、当社の意思決定の公正性を担保することを目的に特別委員会を設置しております。

社外取締役全4名を構成員とし、以下に該当する取締役会付議事項における取引の合理性や取引条件の相当性の審議・提言を行っております。

- ① 合併、会社分割、株式移転その他の組織再編行為
- ② 他社株式に対する公開買付
- ③ 自社株式の非公開化
- ④ 新株予約権の割当（親会社の役員を兼務している役員に付与する場合）
- ⑤ 親会社やグループ会社との重要な取引
- ⑥ ①～⑤に準じた当社の経営ないし統治機構に関し、取締役会議長から諮問を受けた事項
- ⑦ ⑥の他、本委員会の委員が必要と判断し委員会に付議した事項

サントリー食品インターナショナル／2587 (2023年2月13日付)

(1) 特別委員会は、サントリーグループとの取引・行為等の公正性・透明性・客観性を確保するため、**サントリーホールディングス株式会社を含むサントリーグループとの一定金額以上の取引、及び、ブランド・人材・重要な資産・情報等の当社の企業価値の源泉となる経営資源に関する取引・行為等**（以下、あわせて「重要取引・行為等」といいます。）の必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性を検証し、取締役会へ答申を行います。

楽天銀行／5838

(2023年4月21日付)

なお、〈原則1－7：関連当事者間の取引〉で述べたとおり、当行は、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役をいいます。）から構成される「特別監視委員会」を設置し、**楽天グループ(株)からのグループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件及び楽天グループとの取引及び行為の実行**に際して、アームズ・レングス・ルールや利益相反取引等について、銀行の業務の健全かつ適切な運営確保の観点から妥当性を検証するとともに、少数株主保護の観点から必要性及び妥当性を検証することとし、同委員会に事前に諮問又は事後に報告をしなければならないこととしており、上述のような様々な提携を行うにあたっては同委員会への諮問・報告を通じて妥当性を検証するため、当行の独立性が阻害され得る事態や少数株主の利益が毀損される事態は生じないと考えています。（中略）

楽天グループに属する者を候補者として指名する場合には、対象者が当行役員に就任することが楽天グループと当行の更なるシナジーの追求及び楽天グループ外における当行の事業基盤拡充に資する等、当行の企業価値向上の観点から有益であるか等を検討のうえ、〈原則3－1：情報開示の充実〉（iv）で述べた通り、**当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件として、あらかじめ当行の業務の健全かつ適切な運営及び少数株主保護の観点から支障がないかを特別監視委員会に諮問することとして**います。

(注) 各社のコーポレートガバナンス報告書から抜粋して掲載（一部省略あり）。青字・太字は東証にて加工

- 企業行動規範において、支配株主を有する上場会社は、**支配株主等が関連する重要な取引等を行う場合には、少数株主にとって不利益なものではないことに関し、支配株主との間に利害関係を有しない者による意見を入手することが義務付けられる**
- 近時では、**独立社外取締役又は独立社外取締役を構成員に含む特別委員会から意見を入手することが定着**

有価証券上場規程 4 4 1 条の 2 (支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項（※）の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。（略）

（※） 適時開示事由のうちの所定の行為（株式の第三者割当、組織再編、事業・固定資産の譲渡・譲受け、完全子会社化など）であって、支配株主が関連するもの
反復・継続的な取引や取引行為を伴わない事業調整は対象外

【意見入手先（2022年1月～2023年4月）】

意見入手先	件数	比率
独立社外取締役	63件	33.3%
独立社外監査役	5件	2.6%
特別委員会（独立社外取締役を含む）	108件	57.1%
特別委員会（独立社外監査役を含む）	4件	2.1%
特別委員会（それ以外の構成）	3件	1.6%
弁護士又は公認会計士	5件	2.6%
外部算定機関	1件	0.5%
その他（利害関係のない取締役等）	0件	0.0%
合計	189件	100%

90.4%

【（参考）意見入手先（2014年1月～2019年6月）】

意見入手先	件数	比率
独立社外取締役	174件	34.3%
独立社外監査役	151件	29.8%
第三者委員会	115件	22.7%
弁護士又は公認会計士	21件	4.1%
外部算定機関	15件	3.0%
その他 （利害関係のない取締役等）	31件	6.1%
合計	507件	100%

独立社外取締役の支配株主からの独立性の確保



【ご議論いただきたい事項】

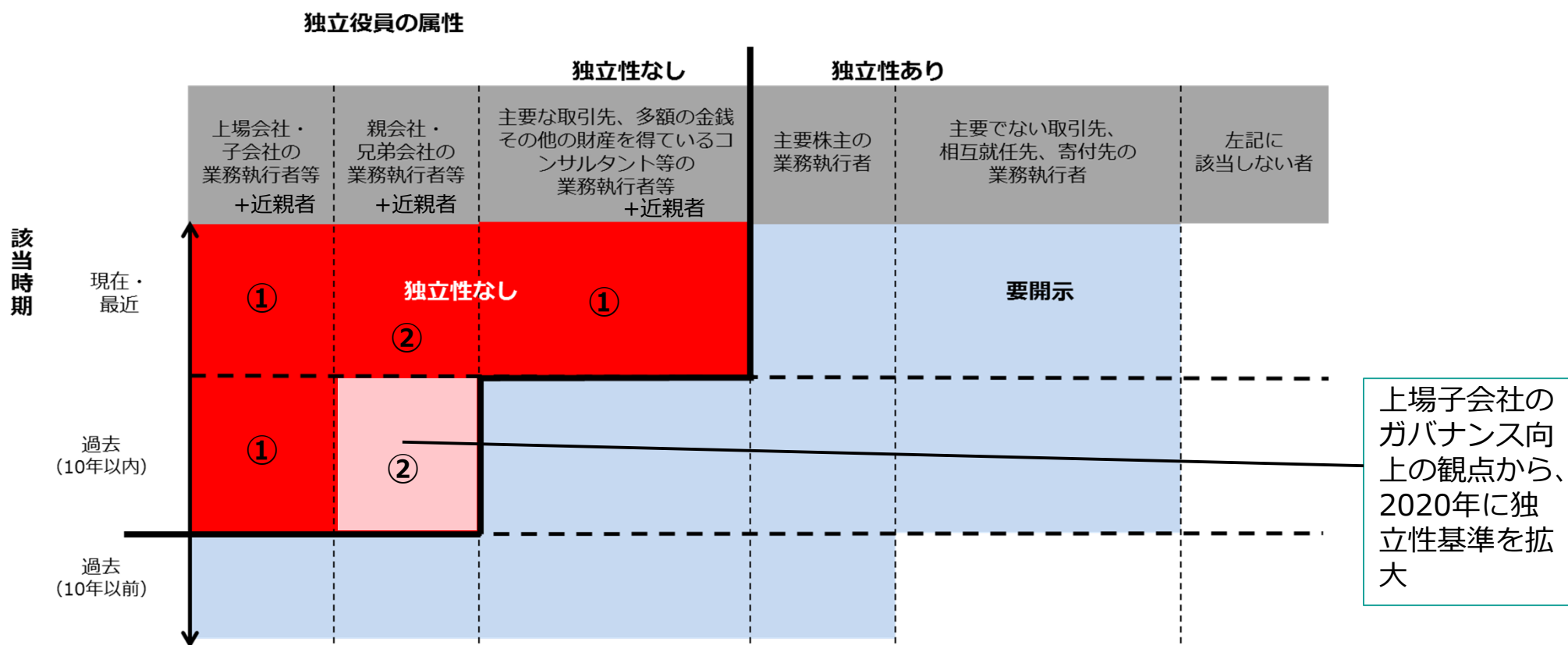
- 独立社外取締役の要件（独立性基準）において、どのように「支配株主からの独立性」の確保を図ることが考えられるか
 - 現在の独立社外取締役の独立性基準において、「支配株主からの独立性」を確保するための最低限の形式要件という観点から、カバーされていない要素はあるか
 - カバーされていない要素がある場合、上場制度においてどのように対応することが考えられるか

【（参考）これまでのご議論】

- 支配株主を有する上場会社における独立社外取締役には、当該上場会社の経営陣からの独立性に加え、支配株主（支配株主を中核とするグループ企業を含む）からの独立性も求められる
- 上場子会社向けの独立役員制度として、上場子会社は親会社又は支配株主から独立した役員（特に経済的關係や取引關係の面で独立した役員）を1名以上選んで届け出るという制度を作る必要がある

- 独立役員制度では、独立役員に「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者」であることを実質要件として求めており、その中で、**最低限確保されるべき形式要件（典型的に一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合）として、独立性基準を設定**

- ※ 現状の独立性基準は、すべての独立役員に共通して求められる要件
- 独立性基準では、主として経営陣からの独立性を要求（下表①）
- 支配株主からの独立性という観点からは、**支配株主との雇用関係や雇用関係がある者との近親関係がないこと（下表②）は要求されているが、支配株主との取引関係がないことまでは要求されていない**



■ 支配株主の議決権行使権限と支配株主からの独立性をどのように両立させることが考えられるか

※ 今後、独立社外取締役選任におけるM o Mや指名委員会との関係等につき、さらにご議論いただく想定

【（参考）これまでのご議論】

- ▶ ガバナンスの観点からの少数株主保護の方策としては、**少数株主の過半数の選任を得られた場合のみ独立役員として届け出ることができるようにするというM o Mの仕組みが考えられる**
 - ✓ 少数株主の一定の支持がないと、独立社外取締役が一般株主・少数株主の利益の擁護者であるということを正当化できないのではないかと
 - ✓ M o Mを要求しても、親会社による子会社の業務執行取締役の選解任権の行使が妨げられるというわけではない。また、子会社の業務の監督権限は子会社の取締役会全体が担うため、親会社による子会社の監督機能が機能しなくなるわけではない
 - ✓ 支配株主が存在しない会社では、形式的な独立性の要件プラス独立した株主総会の選任によって独立社外取締役として認められる。M O Mはそれと同等の条件が実質的に担保されているということを支配株主が存在する会社でも要求するものであり、現在のコーポレートガバナンス・コードや上場規則から自然に導かれる
- ▶ 議決権を背景とした支配力は株式会社制度の基本構造であることから、平時を含む独立社外取締役の選任に少数株主の過半数の賛成を要求することは行き過ぎである
 - ✓ 本来の株主権・議決権の在り方に立ち返って整理するべき。議決権そのものはその会社に対してどれだけの経済的な責任を持って資本投下しているかという観点も非常に重要
- ▶ 独立役員は客観的な属性から独立性を判断するという考え方であるのに対し、M o Mはプロセスに着目し独立性を確保する考え方。これらの二つの考え方を混在させることは疑問であり、どちらかの考え方をとるべき
- ▶ 上場子会社に指名委員会が設置される場合、形式的にはガバナンスに関して配慮されていると見えてしまうが、実態には各社で大きな差がある。株主総会では親会社や支配株主が議決権を支配している中で、指名委員会に期待できる役割は通常会社と大きく異なる
- ▶ 上場子会社における指名委員会の活用には慎重な検討を要する
- ▶ 支配株主との間での取締役候補者の指名に関する合意については、法定の指名委員会等設置会社において法の趣旨に反し無効と考えられるが止めさせるべき。任意の指名委員会を置く会社でも、指名委員会の性格付けによって異なるものの、望ましくない

その他の論点



【ご議論いただきたい事項】

- 独立社外取締役の活用のための上場制度における対応という観点から、追加して議論すべき論点はあるか
- 独立社外取締役の活用に加えて、優先して議論すべき論点はあるか

【（参考）これまでのご議論】

支配株主の責務

- 「支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱ってはならない」とすコード基本原則4の「考え方」について、
 - ✓ 原則主義をとるコードにおける「考え方」は大事な軸であり、これをimplementするために、何か枠組みとして作ることを検討すべき
 - ✓ この「考え方」の部分をガバナンスに関する具体的な制度を設計する際に活かすことが必要

ガバナンスに関する少数株主保護枠組みの範囲拡張

- 東証の独立性基準では、親会社の業務執行者などは「独立」ではないとされてるが、いわゆる主要株主の関係者は「独立」とされている。持株比率が低くても一定の契約を結んでいる会社も存在するという調査結果も踏まえ、東証の独立性基準を見直す必要がある
- 親会社まで至っていない一定の比率以上の株主が存在するときに、独立役員の独立性を独立性基準でどう考えるかという点も論点
- 企業行動規範における手続規制について、範囲を拡充することを検討する必要